

北京市における農村基層制度の沿革

真水 康樹

はじめに

1. 接収・土地改革
2. 社会主義的改造
3. 人民公社

むすびにかえて

はじめに

中華人民共和国の政治史は、一般に次の2つのメルクマールによって3つの時期に区分される。最初のメルクマールは、1957年6月の反右派闘争の開始であり、49年10月の建国から始まる人民民主主義時代の比較的寛容な政治的空気はほぼこれと前後して実質的に終焉を迎えることとなる。経済調整期の揺り戻しはあるものの、反右派闘争以降、文化大革命の期間をつうじて、基本的には極左路線が時代を刻印することとなった。第2のメルクマールは、78年12月の11期3中全会であり、それは文革時代との決別を意味するとともに、今日に続く改革開放時代の幕開きを意味した。

中国の改革開放は経済の領域から始まるが、地方政治の分野、特に農村では80年代以来、村民委員会（その主任は一般に村長と呼ばれる）選挙の実施を中心に、さまざまな改革が実施されている。筆者は地方におけるそうした政治改革の試みについて北京市を中心に考察を行ってきた⁽¹⁾。ここでは改革の意味をいっそう深く掘り下げるためのいわば補助作業として、改革に先立つ時代の北京郊外地域の農村基層制度の沿革をトレースしてみ

ることとする⁽²⁾。

本稿で扱う時代は、上述の時代区分では、改革開放に先立つ2つの時期にあたる。地方政権としての北京市の非都市部に視点を定めることで、中央での政策変更や指令のみに依拠した時期区分を幾分相対化するとともに、基層で実際にどのようなことが生じたかについて具体的に明らかにすることが本稿の課題である。このような考察は北京史研究の深化にかかわるとともに、中央と地方の間に存在したさまざまな開き（政策実行の時差や温度差）を明らかにすることによって、中央を中心とした抽象的認識に対し一定の問題提起を行いうるものと考えられる。

1. 接收・土地改革(1949年2月-1950年3月)

建国前後の北京(北平)市政府には2つの政治的課題があった。ひとつは、新政権による権力の接收であり、新しい政権機構を創出することである。これは新政権が内戦の勝利によって生まれた革命政権であることと関連している。いまひとつは、土地改革であり、共産党という執政党によって人民民主主義という理念の下で展開された。この2つの課題は、1949年1月の北平解放以降、平行して追求されたが、当然のことながら49年10月の建国以前には接收が中心であり、以後には土地改革がより中心的な課題となった。1月31日の北平解放に先立って、1月1日、北平市軍事管制委員会と北平市人民政府という2つの組織の成立が宣言される。9月21日から30日まで開かれた中国人民政治協商会議で北平を北京と改称し、首都とすることが決定されると、これら2つの組織はそれぞれ北京市軍事管制委員会と北京市人民政府と改称され、基層政権の創出と土地改革の実施を引き続き担当することとなった。

(1) 保甲制度の廃止と街郷政府の設置

当時の基層には依然として保甲制度が存在した。中共中央は1949年1月

3日「中共中央の保甲人員を処理する方法に関する指示」という大枠の方針を示した。また、北京市での具体的な措置については、彭真の1月6日の講話「党の基本政策を掌握し、入城後の業務をきちんとなす」の「二」で4点にわたって言及されている。保甲制度に対する政策は最終的には、3月に「北平市人民政府の偽保甲制度を廃止し街郷政府を打ち立てることに関する初歩的草案」としてまとめられた⁽³⁾。この草案には旧制度の反動統治の基礎とされた保甲制度に対する新政権の姿勢と、地方政権の青写真とが示されている。ここではその内容を簡単に紹介する。

草案の「一」は、保甲制度を広範な人民を圧迫し搾取する基層組織とみなし、その徹底的な廃止を規定している。その要員に対する政策については、「七」で次のように規定されている。「偽保甲制度は明文によって徹底的に廃止されなければならない。偽保甲人員は各人の状況によってそれぞれ処理し用いなければならない。そのなかでも重い汚職や恐喝などの罪を犯しており人民から酷く憎まれている分子については、組織的指導のもとで、人民に筋のおったやり方で、償わせることを許すべきであるが、広範な闘争運動を形成して、偽保甲人員全体に遍く恐慌を起こさせてはならない。償わせるときにも、筋のおった方式を取り、吊したり打ったりする恐怖主義は取るべきではない。一般的に悪事の程度が軽く、汚職の程度が軽く、大衆からそれほど恨まれていない分子については、その任務を解き、人民に対して誤りを認めさせ、罪を償い手柄をたてる機会を与えるべきである。偽保甲人員（特に甲長）で比較的真面目であり汚職や恐喝をしておらず、人民からも許容されている者に対しては、なお続けて用い、業務のなかで改造を強化するべきである」。共産党は保甲長を国民党の手先と考えるが、この方針からは、可能な限り彼らを登用していくという姿勢がのぞかれる。もっとも個々人はともかくとして、保甲制度そのものに対しては徹底した廃止の方針が貫かれ、それが基層における人民民主政権設置の前提と考えられていたことが分かる。

基層の過渡期の新政権は街郷政府と呼称された。その系統は草案の「四」

などから、

都市部では、 区政府－街政府－閭（或いは居民小組代表）

郊外では、 区政府－郷・鎮政府－自然村（或いは閭）

と整理することができる。もっとも「四」には載っていないが、街・郷・鎮政府のレベルに実際には行政村の村政府が含まれていると考えられる。やがて53年になると多くの行政村がそのまま、あるいは合併されて郷政府に再編されていく（本稿95頁を参照されたい）。

その管轄領域、境界については、「十」で言及されており、合併による変更は可能だとしながらも、無用な変更は戒めている。街は2000戸以上、郷は1000戸程度を標準とするとしており、200戸以上でも500戸に満たない場合には、村とし、郷を設けないとしている（十一）。

政府の構成員だが、「二」では、選挙を行うには条件が未成熟だとした上で、「五」でいくつかの選抜要件を示している。すなわち、街長・鎮長またその副位については市政府が派遣するとしているが、その下の人員については、積極分子、地下黨員、同情分子、進歩分子、旧市職員などからの登用という選択肢を用意している。その他職員の待遇等についても規定されているがここでは触れない。

さらに、政権の性格だが、選挙を時期尚早と戒めながらも、「三」で「大衆と密接に連携し、人民の利益を代表し、人民のために仕事をする政権を打ち立てる」ことを謳っており、「十」では政権を打ち立てるにあたって、大衆に対する教育と啓発を行い、簡単な行政命令や形だけの組織で済まさないように提言している。

1949年4月22日には、全市に街、郷、鎮、行政村人民政府、計339が設置され、5月には郊外農村の基層政権は基本的に確立されたとされる⁽⁴⁾。

(2) 自治組織・大衆組織

基層政権の成立と同時に、農村の自治組織や大衆組織が形成された。ひとつの大きな自然村または複数の小自然村をもとにした行政村は政権機構

であった。それに対し、自然村を基礎に村組織が作られた。そこには村主任が置かれ、自然村はさらに複数の村民小組に分けられ、組長は村民の選挙により選出された。村にはこの他に、自治組織として治安保衛委員会と人民調停委員会が設けられ、前者は基層政府と公安機関の領導を、後者は基層政府と基層裁判所の指導を受け、両委員会ともに村民の直接選挙で選ばれた。1950年1月31日時点で、全市には自然村が1,733あったとされる。その他に農民協会や、婦女連合会といった大衆組織が作られた。農民協会は、保甲制度の廃止、基層政権の設置、土地改革、反革命の鎮圧、初期の互助合作運動等において重要な役割を果たし、婦女連合会も政権の設立、女子・児童の権利の擁護、土地改革のプロセスにおいて重要な役割を發揮したとされる⁽⁵⁾。

(3) 土地改革

北京市における土地改革は、次の3段階に区分される⁽⁶⁾。第1段階は、1949年2月から5月末で、調査研究、政策制定の時期。第2段階は、49年6月中旬から10月上旬であり、政策を試験的に実施し完全なものにし、担当幹部を養成する時期。第3段階は、49年10月下旬から50年3月末であり、土地改革の実施・完成時期とされる。

土地改革の対象になったのは、当時の8区の264行政村、10閩廂及び6鎮であり、人口は64万人、そのうち農業人口は40万人弱で、耕地は110.58万畝だった。土地の占有状況だが、中心部からかなり離れた郊外では、人口の7.8%を占める地主が土地の44.1%を占有している一方で、人口の44.4%を占める貧農が占有しているのは僅かに9.3%だった。近郊では、人口の2.1%を占める地主が土地の19%を占有している一方で、人口の57.4%を占める貧農が占有しているのは57.7%だった。近郊に比べて遠郊ではいっそう状況が悪かったことが分かる。いずれにせよ、近郊でも遠郊でも地主が占有しているのは条件の良い土地だった。北京周辺の土地制度と経営形態は、次の4つの特徴を持っていた。1.土地の集中度が高い。2.多く

の地主が商工業を兼業し、市内の資本家も郊外に土地を持った。3.主に近郊では農業生産の商品化の趨勢がみられた。4.宗教関係や慈善団体などの保有する特殊な土地があった⁽⁷⁾。

土地改革は北平市軍事管制委員会が1949年5月31日に頒布した「北平市軍事管制委員会の北平市轄区農業土地問題に関する決定」の12項目にもとづいて執行された⁽⁸⁾。その精神を、50年11月8日の「北京市人民政府の北京郊外地域土地改革に関する総括報告」は、次の4点にまとめている。1.北京郊外地域の土地政策には、一般地域の土地政策と、ひとつ原則上の違いがある。すなわち、没収した地主の土地と徴収した富農の貸与地は国家所有とし、土地がないか少ない農民の使用に国家が分配する。2.北京郊外地域の土地改革の富農に対する政策は、富農の貸与地のみを徴収し、富農の自耕地と小作を雇って耕す土地及びその他の財産には手を触れない。3.北京市郊外地域の土地改革は地主の土地、家畜、農具及び余りの家屋を没収するのみで、地主の最後の財産やその他の動産には一律に手をつけない。4.土地改革の過程で工商業に対して保護政策を採る。したがって、都市、街鎮及び郷村の大小の商工業にはいかなる波紋も及ぼさない⁽⁹⁾。

北京市党委員会書記の彭真は1949年10月17日、「農民を動員して、自分で手を動かして封建を消滅させる」と題する講話を行っている。彭真はここで具体的に4つのことを求めると同時に、「三不動」として3つのことを戒めている。彼が求めた4つのこととは、1.大衆が自分から動いて自分の手で問題を解決すること。2.スパイ、土豪劣紳など、土地改革を阻む者すべてと闘うこと。3.地主の土地、家屋、糧食、農具を没収するものの、城内ではこれを行わないこと。4.没収された土地、家屋、農具は公平に分配すること、である。また、「三不動」とは、1.中農の土地、財産には手をつけないこと。2.商工業には手をつけないこと。3.地主の城内の家屋には手をつけないこと、である⁽¹⁰⁾。

この土地改革によって、全郊外地域で没収された地主の土地と徴収された富農の貸与耕地は併せて394,796畝に達した。これらの土地はその地権

が国有に帰した以外は等しく土地のない或いは土地の少ない農民に分配された。また、土地改革運動の過程で悪質な土豪劣紳は罪を償わされ、裁判所に告発され処罰を受けた。さらに農民の政治的自覚は大いに高まり、263村に農民協会が設立され、郊外の222村に共産党の支部が作られ、201村に新民主主義青年団の支部が作られた⁽¹¹⁾。

このようにして、新民主主義時期の基本課題である土地改革は、数カ月の試験段階を経た後、北京市郊外においては1949年10月下旬に全面的に開始され、5カ月の経過を経て、50年3月末に終了した⁽¹²⁾。この5カ月は前述の第3段階にあたり、さらに3期に別けることが可能である。第1期は、49年10月下旬から50年1月前後であり、73村において実施され、第2期は50年1月初めから2月末であり、102村が対象になり、第3期は3月初めから3月末であり、88村で実行された。こうして北京郊外の270村が土地改革を終えたのだった⁽¹³⁾。

2. 社会主義的改造（1950年－1958年）

土地改革は地主制度の撤廃を目指したものであり、それによって自作農が創出された。その過程には行き過ぎもあったが、ともかくも農民はこの改革によって封建的搾取関係から解放されたとされる。これは人民民主主義時代を特徴づける政策であった。中国は次に、社会主義的改造を目指すことになる。それは生産手段の私有制から集団所有制への転換でもあった。このプロセスにおいて、農民は社会主義的性格を持った互助組から、半社会主義的とされた初級合作社へ、そしてさらに完全な公有制を内容とする高級合作社へと組織されていった。

こうした方針は全国レベルでは、1951年12月の中共中央「農業生産の互助合作に関する決議」と、53年12月の「農業生産互助合作社の発展に関する決議」という2つの決議によって示された。もっとも、このプロセスは当初、漸進的なものとされ、その実現には5カ年計画3回分の15年が予

定され、53年から67年という長い期間が設定されていたのであった。このゆっくりとした改造の構想は55年の後半に至って、毛沢東による急進政策の呼びかけによって壊滅的な影響を受ける。周知のように、56年9月の第8回党大会では中国が社会主義を実現したことが宣言される。社会主義化は予定より11年も早く達成されてしまった。社会主義化のプロセスは、15年から4年に短縮されて完了したのであった。加えて57年には反右派闘争が開始され、農村建設は大きな影響を受けることになる。

(1) 北京市における社会主義的改造

北京市では1950年3月に党委員会と市政府の拡大幹部会議が開かれ大規模な生産運動が提起され、増産一成(1割増産)という任務が示される。この年の春耕の際に最初の互助組が作られた。51年には中共北京市委員会郊外地域工作委員会が、臨時互助組と季節互助組を発展させ、常設互助組制につなげていく方針を提示する。こうして、51年12月になると、1,709の常設互助組を含む4,424の互助組が成立した⁽¹⁴⁾。互助組は一般に「自願互(両)利、等価交換」の原則で成立した⁽¹⁵⁾。『当代中国的北京』は互助組による協力関係は明らかに个体戸による単独の労働にまさっており、土地改革によって解放された農民にとっては魅力的だったとしている。そのため、中共中央が招集した第1次互助合作会議で51年9月に採択された「中共中央の農業生産互助合作に関する決議(草案)」が下達された12月以降、合作は急速に進展し、52年の時点で互助組織に参加した農戸は全体の61.8%にも達したとされる⁽¹⁶⁾。52年4月になると中共北京市委員会郊外地域工作委員会は、常設互助組発展の方針を提示し、部分的には農業生産合作社も試みられた。その結果、52年12月末には、5,199の常設互助組を含めて、互助組総数は12,007にも達した。この時点で、74,315戸、当該地域全農業戸の58%、耕作地は68万畝、当該全耕作地の55%が互助組に組み込まれたことになった⁽¹⁷⁾。

農業合作化運動の期間は、1952年春から56年春の期間であるとされ、3

つの段階に別けられる。52年春から53年春は試験段階であり、53年春から55年春が推進段階、55年11月から56年初めが高揚期である⁽¹⁸⁾。52年の春には10の農業生産合作社が試験的に作られ、53年になると合作社は64、その構成員は1,004戸にも拡大した⁽¹⁹⁾。もっとも53年の3月に党中央は「反冒進」（暴走に反対する）を指示しており、すでに加熱の傾向が現れ、党中央がそれに注意を払っていたことが知れる。

1954年の時点では、合作社数は412となる。その内訳は高級合作社114、初級合作社298。もっとも、この時点では、加入農戸は9,860戸で、郊外地域農戸総数の8%に過ぎなかった。この傾向はしかし急進化し、55年2月になると、入社建社工作は基本的に終了し、合作社総数は701となった。入社農戸数は5.5万以上となり、郊外地域の農戸の46%が加入する状態となった。701の内訳は、高級合作社が343、初級が358である。当時郷は312あったが、すでに288郷で農業合作社が作られていた。これはつまりほぼ各郷にひとつの合作社ができたことを意味していた⁽²⁰⁾。

もっとも、1954年の冬から55年の春にかけて、中農の利益を犯し、盲目的に高級合作社を志向する偏向は現れていた。55年3月には党中央農村工作部が「既存の合作社を強固なものにすることに関する通知」を発している⁽²¹⁾。その結果先の343の高級合作社は77にまで減少し、100戸以上を抱えるものの条件に満たない大規模な合作社が、30戸や50戸規模の合作社に再編されていった。この調整の過程で、富裕な中農を中心として、入社した農戸の6%に当たる3,600戸以上が退社したという。もっとも新たに加入した農戸もあり、実際の減少は1,000戸強であったとされる。結果的に、農戸全体に占める入社戸の比率は47%からわずかに下がって46%になったという⁽²²⁾。この時期、合作社の拡大や新設は政策として停止し、合作社の整理と地固めが行われた。大規模な合作社は分割され、高級合作社が初級合作社にもどされることもあり、また、「自願互利」の原則にもとづいて退社を望むものにはそれが許された。

1955年7月末、毛沢東は「農業合作化問題について」の講演を行う。そ

して、10月には第7期6中全会で「農業合作化問題についての決議」が採択される。北京市では11月に市委員会拡大会議が開催され第7期6中全会の報告と決議が討論される。北京市では同月20日には350名の幹部を選抜して短期研修を行い、1,000人近くの宣伝隊を郷に派遣して中央の方針を推し進めた。こうして過剰な合作化熱が蔓延していった。その結果、56年1月上旬には北京市郊外地域では99.6%の農戸が合作社に加入し、すべての初級合作社は高級合作社となり、農業合作化が実現した。合作化の過程はわずか2カ月。北京市自らが55年11月に制定した「北京郊外地域農業合作化7年(1956-62)総計画」に比べて著しく早かった⁽²³⁾。

(2) 党組織・大衆組織・政府・選挙・経済組織

共産党の組織は、郷に党支部(党員が50名以上いる郷では総支部)を設置し、自然村には党小組を設置した。1949年時点での北京郊外農村の党員数は222人。50年の土地改革の時期の増加を経て、52年に西鉱区が北京市に編入されたために7,000人以上の党員が移動してきた。52年末の時点では、郊外地域党員数は9,466人、55年末には10,764人、56年には18,071人となった⁽²⁴⁾。

農会は基層の人民政権が成立する過程で生まれ、土地改革の時期に急速に発展したものである。1950年11月に開かれた農民代表会議で、北京市農民協会に改称された。この組織は翌51年10月15日に成立した。市委郊外地域工作委員会書記がその主任を兼任していることから、この組織の共産党との近さが分かる。

行政については1953年に調整が行われ、572の行政村が281郷に再編された。1村が1郷になったものが113、複数村が1郷にまとめられたものが142、再調整をしたものが26郷あった。人口が希薄で面積の広い地域では、複数の自然村をまとめて行政村が作られた。しかし、この時点では行政村はすでに政権ではなく、郷の補助機構となり、村主任は副郷長、郷政府委員、郷政府秘書長などが兼任した⁽²⁵⁾。

1950年の中央人民政府政務院「郷（行政村）人民代表會議通則」と「郷（行政村）人民政府組織通則」にもとづいて、郷と行政村の人民代表會議は一般に直接選挙によって選出された。郷と村の人民政府は同レベルの人民代表會議が選挙して選出した。51年4月、政務院が「人民民主政權建設工作に関する指示」を発すると、北京市は村人民政府を選出する試験的選挙業務を開始した。51年8月、北京市人民政府委員会と北京市政治協商委員会會議は「選挙区・村人民政府に関する決定」を發出し、選挙業務が行われた。この際、16の全郊外地域の287郷・村人民政府選挙が終了した。なお、53年2月に中央人民政府委員会が「中華人民共和国全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会選挙法」を採択すると、全国的に民主選挙を行う法的準備が整い、北京市でも、市、区、郷鎮のそれぞれのレベルで選挙委員会が成立した。53年6月の時点では、海淀区の蔡公莊郷と東郊区関莊郷で試験的選挙が行われ、54年2月に郊外地域で普通選挙業務が行われ、郷鎮の人民代表が選出された。この度の選挙では7,482名が当選し、そのうち小作が47.03%、中農40%、富農が0.5%、その他が12.47%を占めた。女性代表は1,885人に達し、郷鎮人民代表の25.2%を占めたのだった。54年9月には憲法と「中華人民共和国地方各級人民代表大会・地方各級人民政府組織法」が頒布実施された。北京市選挙委員会はこれにもとづいて、56年7月から9月にかけて、郷鎮人民代表大会の改選業務を行った。郊外の130の郷、鎮では人民代表6,136名が選出され、そのなかで農民が80.7%を占め、その他の各界人士は19.3%だった。また女性代表は1,480名で24.1%を占めた。『農村基層民主建設研究』は、前回以上に代表性が高まったとしている。もっとも、57年の反右派闘争以降は「左」の影響が強まり、58年の改選は整風運動と終始結びつけられ、左のやり方が選挙にもちこまれ、人民民主制は重大な影響を被ったのだった⁽²⁶⁾。

農業生産合作社の組織は、全体社員大会または社員代表大会、管理委員会、監察委員会より構成される。全体社員大会または社員代表大会は最高権力機関であり、管理委員会は執行機関である。管理委員会の領導のもと

に直接農業生産労働に従事するのが生産隊であり、その下部に生産小隊、生産小組があった。監察委員会は管理委員会に平行する機関であった⁽²⁷⁾。

選挙や社会主義改造の過程で、共産党の地方組織は重要な役割を果たした。1951年から56年にかけての農村における大規模な選挙において、上は中共北京市委員会から、下は区、郷鎮、村の党支部にいたるまで、多くの労力を投入して、選挙のプラン、準備から実際の実施にいたるまで多くの役割を果たした。また、例えば、互助組の成立にあたっては、運動の初期において、市党委員会と市政府郊外地域工作委員会はそれぞれ互助合作研究組と互助合作科を設け、区では区長・副区長もしくは区委員会委員1名が互助合作を主管し、専任幹部3人が具体的な業務を管轄した。また、村のレベルでは生産委員会の下に互助合作指導小組を作った。このようにしながら、各級党委員会は定期的に互助合作業務を話し合い、農村では支部委員会に1名の専任職を設けて領導した。さらに、党は合作社の民主的管理にも力を尽くした。豊台区の白盆窑郷の例をあげると、そこではおよそ合作社に関連する重要問題はすべて支部委員会で議論のうえ決定された。支部委員会は10日に1回、月3回開かれ、毎月第1回の会議では月間計画を議論し、第2回会議では郷政権と青年団や婦聯の業務について議論し、第3回の会議ではその月の業務について総括するとともに、翌月の業務計画について議論し、支部大会の準備を行った。合作社に下屬する生産隊には党小組が設けられ、10日に1回党小組長聯席会が開かれた。支部黨員大会は、毎月1回開かれ、毎月の支部業務の計画と重要事項について話し合った。もっとも、同時に50年代の農村には普遍的に「村は村を見、戸は戸を見、社員が見るのは党支部だ」という言い方があったように、党の存在が圧倒的であることにともなって、マイナスの現象が存在したことは否定できない⁽²⁸⁾。

(3) 互助・合作の問題点

互助・合作化の過程においては、問題も存在した。農民に互助組への加

入が強制されたり、農民の経済的利益が犯されたりした。つまり農民の願望を尊重せずに、土地からの配当を低く見積もったり、土地からの配当を取り消しにしたり、農民の生産資材を低く見積もったりした。また、財務が不明朗な合作社も多々あった。

合作化が完了した後も、問題点は多々あった。

まず「一平二調」（一に平均、二に上方への移動 [上調]）という絶対平等主義の「共産風」が吹いた。1956年、石景山区七一高級合作社の事例についてみると、9つの初級合作社が統合してできた同社では、土地に利益を与えない政策を一律に実施したばかりでなく、「統一核算」（全部まとめたの採算の計算）を行い、もともと各初級合作社に属していた土地、生産材料、公共財産等を一括して高級合作社に集め、年末に総計して平均して分配した。もともと条件の良かった初級合作社のメンバーにとっては、収入の半減、生活水準の極端な低下が起こり、彼らの不満を呼び、積極性を奪うことになった。特に最後に入社した中農たちにとっては、損なことばかりで、自然と多くの人々が退社の道を選ぶ「退社風」が起きた。合作社章程には「入社自願、退社自由」とあったが、この退社風に対峙して党と政府は高圧的な政策を用い、退社を望んだ人々に対し裁判所を通じた処罰や、中傷を行った⁽²⁹⁾。

また、「政社不分」の現象が起きた。合作社の規模は1,000戸以上のものから50戸以下のものまで多様であり、一郷一社、一郷数社、あるいは、一村一社、一村数社、数村一社までいろいろあり、政治と合作社の業務、職責の不分明を招いた⁽³⁰⁾。結果的に合作社が政府に代わる「以社代政」の現象が遍く出現した。合作社の業務負担は重くなり、非経済領域の業務に引きずられて経営に支障を生じ、他方、政府の能力は低下し、大衆の政権に対する自覚は曖昧化していった。この政社不分の問題は、もとをただせば、党政不分、党社不分が招いたものであった⁽³¹⁾。

さらに、幹部の作風問題があった。第1に、大衆の生活や苦痛に関心を払わない官僚的手法であり、個人と合作社の利益の間に矛盾が生じた際に、

一方的に個人に譲歩と忠誠を要求するケースが多々あった。第2に、地位を利用して特権的な立場に立つ幹部も多数いた。つまり多額の交際費を用いたり、標準以上に大きなオフィスを構えたり、本来仕事でないものまで自分の仕事にカウントして生産労働を避けたりするケースである。こうして彼らは大衆から遊離していった。第3に、客観的な条件を軽視して、大衆と意見調整も行わず、盲目的に高い目標を設定して高収益を目指し、そのために強圧的な命令的手法を採るといったケースがあった。これらの背景には、法整備の遅れ、幹部の腐敗、また大衆の民主的権利の用い方の限界などの背景があると言える。

最後に、合作社の経営管理が混乱し、農民の積極性が低下したことがあげられる。合作社によっては、生産大隊、中隊、小隊、小組と4ランクの生産組織を抱えており管理しきれず、職責が不分明なケースなどがあった。また、粗雑で非現実的な生産計画、いい加減な財務管理と収支の長期的な非公開、あげくはサポタージュなどが生じていた⁽³²⁾。

(4) 二つの道

合作化完成後の諸問題は北京市だけの現象ではなかった。退社騒ぎ、分社騒ぎ、食料要求、集団請願、幹部殴打など多くの重大な事態が出現し、崩壊し解体していく合作社も決して少なくなかったのであった。こうした状況に対して、毛沢東は、問題は資本主義の道を歩もうとする少数の富裕な中農であり、彼らに対して「説理闘争」(理論闘争)を行うべきであると判断した。こうして1957年8月8日、中共中央は「全農村人口に対して大規模な社会主義教育を行うことに関する指示」を発出した。北京市党委員会は機敏に対応し、12日北京市委員会農村工作部と宣伝部は共同で「中共中央の『全農村人口に対して大規模な社会主義教育を行うことに関する指示』を貫徹実行することに関する計画」を発出し、市委員会農村整風領導小組と農村整風弁公室を成立させた。この社会主義教育運動は、大衆に自由に意見を述べさせそれを聴取する「鳴放」から始まり、多くの正直な

意見も出たが、結局は「大弁論」（＝「大鳴大放」（大いに意見を出し、大いに討論し合う））による階級闘争のなかに埋没していった。大弁論の過程では、自殺者も出たし、暴力事件も、また個人非難のデモも行われた。この運動の結果、農民は自覚を高め、退社したがっていた農民は退社を撤回し、退社した農民は再び入社したとされるが、真実のほどは押し知るべしであろう⁽³³⁾。

3. 人民公社（1958年－1983年）

人民公社は大躍進運動の産物である。1958年5月5日から23日にかけて第8回党大会第2回会議が開催され、そこで社会主義建設の総路線が採択されると、人民公社は全国に拡大していった。初期の人民公社は合作社の合併によって生まれた大規模な生産組織という特徴をもつ。また、平均主義的分配や、自留地廃止、公共食堂など共産主義熱を極端に反映していた。8月29日「人民公社設立についての決議」が採択されると例によって、短期間に急速な人民公社化が進行した。これに対して、年末には調整が行われるが、59年8月の廬山会議以降、再度急進化し、いわゆる3年自然災害と相俟って悲劇的な大量の餓死者を出すに至った。62年以降は、政社合一という性格は変わらないものの、現実的な修正が行われ、生産隊が基本単位となり、自留地が復活し、公共食堂が廃止されるなど、平均主義が是正された。82年憲法でその廃止が決定されるまで、人民公社は20年にわたって事実上の行政・経済組織として存在し続けたのであった。

(1) 北京市における大躍進と人民公社化

第8回党大会第2回会議の直後、1958年5月30日には北京市人民委員会第9回会議が開催され、全市にいつそう大躍進を広めることが提起されている。また、合作社の合併も北京の郊外地域では5月から開始された。例えば順義の19郷では414の合作社が8つの人民公社に統合された。各公社

の平均規模は9,600戸であった。また、8月17日には中共北京市委員会が天壇公園で1.5万人の参加する大躍進決起集会を開催している。このように北京市もまた大躍進熱の例外ではなかったのであった⁽³⁴⁾。

北京では郊外地区211郷に56の人民公社が設立された。これによって今までと比べて、一つの人民公社が管轄する面積は従来の行政区画の3倍から4倍に相当するようになった。また、1958年10月になると、平谷、壊柔、密雲、延慶の4県が北京市に編入された⁽³⁵⁾。北京市郊外地区の人民公社数は75に拡大し、各公社の平均戸数は10,550となった。その後人民公社の行政区画はいっそう拡大し、全市の8郊外地域における公社数は75から47に減少したのだった⁽³⁶⁾。

人民公社には公社党委員会と公社管理委員会の2大系統が存在した。党委員会には書記、副書記の他に、弁公室、宣伝部、組織部の3部門があった。管理委員会には主任、副主任に加えて弁公室、生産建設部、財政貿易部、文教衛生部、民政福利部、治安保衛部と武装部など7つの業務部門があった。人民公社は生産組織であると同時に、農村の基層政権でもあった。生産面では分級管理が行われ、公社の下には生産大隊、生産隊が設けられ、当初は生産大隊が生産を管理する基本単位とされた。生産大隊には党支部、生産隊には党小組が置かれ、公社の規模が大きい場合には、生産大隊に党総支部、生産隊に党支部が置かれたのだった⁽³⁷⁾。

人民公社では公社による単一所有制が実行された。もともと豊かな合作社もそうでない合作社も統合後は、一切の集体財産、社員の自留地、敷地、家畜、自営林、比較的大きな生産道具などを公社に提供し、多く納めても返却せず、少なく納めても追徴せず、一律に公社の管轄になった。このやり方は当然多くを出した者に不満を残すこととなった。分配については、河南省の「衛星人民公社試行章程(草案)」の規定を参照して、半供給・半給与制を実施した。供給部分は、食費、被服費等からなり、給与部分は労働強度、技術の高低、労働姿勢の良し悪しなどにもとづいて1-4等もしくは1-6等に評価された。社員の給与等級は社員の共同評価によった。

組織は軍事化、行動の戦闘化、生活集団化を被った。公社は民兵師団に等しくなり、労働は作戦の形態をとって強化され、公共食堂をつうじて生活は集団化されていった。特に公共食堂は共産主義熱によるもので、「食事に費用が要らないのは共産主義の要素」とか、「公共食堂は社会主義の陣地である」といったスローガンが用いられた⁽³⁸⁾。

(2) 大躍進と人民公社化の悪影響

大躍進は客観的条件を無視して、主観的願望から出発して、大衆運動という手法によって社会主義から共産主義への過渡を超えようとするものであった。その結果、誇張風〔浮誇風〕、でたらめ指揮風〔瞎指揮風〕、共産風、強迫命令風、幹部特殊化風という5種類の傾向が現れて災難を生み出した。誇張風では尋常ではない誇大な生産計画が立てられ、でたらめ指揮風ではありえない量の苗が単位面積に植えられたり、強迫命令風では老人を全部一カ所に住ませる一方、夫婦を10日に1度しか会わせずこれに違反すれば処罰するといった無法がまかりとおり、幹部特殊化風では幹部だけが特権的な生活をし、その家族が労働に参加しないなどといった顕著な事例があった。共産風は、一平二調、つまり平均主義と徴用によって特徴づけられる。典型的な事例は、鄭重莊村農民・鐘万和の場合で、彼は土地改革の際に2間半の家、3.8畝の農地をもらい、根が儉約家であったので、農具を購入し、ロバを買い、豚を養うようになり、家を建て替え、生活は日ごとに改善していった。しかし共産風が彼の財産を平等徴収して何もなくなってしまう。村は強制的に100元の貯蓄をさせ、その金が出せないとなると、ロバや豚まで引っ張って行って、肩代りさせた。村で食堂を経営すると言っては、家中の穀物、家具、石臼を持ち去った。さらに動員して引っ越しをさせ、彼の新しい家を壊して煉瓦や木材を持ち去り、人民公社の養鶏場建築に充てた。このときから彼は帰る家がなくなり、何も所有するものがなくなり、人の家の軒下に暮らすようになった。彼はすっかり憔悴して、「私は土地改革で解放されたのに、今では闘争の対象にされて

しまっている」と言っている⁽³⁹⁾。

(3) 「左」の修正と「反右傾」

大躍進と人民公社化にともなう五風の悪影響については、1958年秋にはすでに明らかになっており、党中央は左の誤りにある程度気づいていた。11月から12月の中共8期6中全会では、「人民公社の若干の問題に関する決議」が採択され、社会主義から共産主義にはなお相当の時間が必要なことが指摘された。また翌59年2月から3月にかけての政治局拡大会議では、毛沢東が人民公社建設の整頓についての方針を提起した。こうした方針に立って、第1に、人民公社で公社、生産大隊、生産隊の3級管理を実行し採算の基本単位を生産大隊から生産隊に降ろすことや「三包一獎」（工事・生産・資金に責任を持ち生産超過分には報奨金を払う）の推進、労働に応じた分配を行うこと、第2に、公社化以来の帳簿を明らかにし労働力や生産・生活資材の徴用の決済と償還をすること、第3に、社員の自留地を回復し、副業生産を発展させ、家畜の飼育を奨励し、第4に、公共食堂を整頓し、第5に、幹部の作風を整頓することが実行された。これら一連の整頓、調整措置は、共産風を制止し修正するもので、幹部と社員の矛盾を一定程度緩和し、社員の生産に対する積極性を引き出すものであった。しかしながら、59年8月の廬山会議で「右傾機會主義に対する反撃」闘争が行われ、「反右傾」が全党的に推進されると、「左」傾の誤りを修正する流れは中断されてしまい、左の誤りはいつそう長い期間続くこととなってしまった。こうして大躍進以来の誇張風、でたらめ指揮風、共産風がまた吹き出した。場所によっては自留地は回収され、家畜は生産大隊に帰属した。公共食堂が復活し、平均平等主義が行われ、無償の徴用が幅を利かせ、農民の積極性は再び打撃を受けたのであった⁽⁴⁰⁾。

(4) 「緊急指示の手紙」から農業60条

大躍進と自然災害がもたらした悲劇的な状況に際して、1960年11月、中

共中央は「農村人民公社の目下の政策問題に関する緊急指示の手紙」を起草し、12項目の方策を提示した。そこでは五風の是正、徴収物の清算、生産大隊を基礎とすること、自留地や家庭副業の許可などが盛り込まれ、「三包一獎」の経営管理体制を実行することを具体的に提案している。この書簡は当時の状況にとって重要な転換点となった。61年2月になると毛沢東は「農村人民公社工作条例（草案）」（いわゆる「農業60条」）を起草した⁽⁴¹⁾。5月から6月に開かれた中央工作会議で正式に草案が制定され、62年9月の8期10中全会で正式に採択された。この間、61年10月に中共中央は「農村の基本核算単位問題に関する指示」を発し、62年2月には、「人民公社の基本核算単位を改変する問題に関する指示」を発出している。62年の条例では労働に応じた分配、生産隊に基礎を置く生産手段の3級所有制などが規定され、人民公社に対する包括的な条例となった。こうして左の誤りは相当程度修正されるとともに、人民公社は安定化の局面に入り、条例が78年に修正されるまで農村の基本的な制度として生きながらえるのである⁽⁴²⁾。

(5) 北京市の基本状況

北京市も59年、60年と大規模な自然災害にみまわれた。「1959年、北京郊外地域が被った自然災害の種類は多く、面積は広く、被害は重かった。厳しい干ばつ、頻繁な風と雹、そして百年にあるかないかの冠水など、その甚大さの程度は歴史的にも極めてまれなものであった。この一年、3月下旬から6月初旬には80日以上雨が降らなかった。郊外地域50万畝の山間部の耕地では種を蒔けず、小麦は干ばつの影響を受けて収穫に影響した。4月下旬、晩霜が連日降りたのは60年来未曾有の現象であり、春野菜や冬を越えた小麦さらにその他の春作物はみな大きな脅威を受けた。6、7月には前後して7度の大きな風雹の被害があり、12区・県で30万畝の農作物が吹き倒され、傷ついてだめになった。7、8、9月の3カ月には、平野部での降雨量が1,066ミリに達し、普通の年の降雨量よりもさらに400ミリ

も多かった。近郊地域全体では250万畝以上の農田が災害を被り、それは農地総面積の三分の一に達した。[1960年の自然災害は、やはりかなり厳しいものであった。3月から5月に春に種を蒔く期間、降雨量は普通の年の半分であり、8月には秋干ばつがあり、200日以上も耕地を潤すような雨が降らなかった。平谷、順義、延慶、房山の一部の山間部ではまた雹害、風害に遭遇し、近郊の野菜栽培地区では相当に厳しい病虫害の脅威を受けたのだった]。このため、1957年に7.8億キロだった穀物の総生産量は、59年、60年には5.5億キロにまで下降した。その結果、例えば、配給切符で提供される商品は、58年以前にはわずか4種類だったものが、59年には12種類になり、60年には50種類、62年になると102種類にまで拡大され、市民の生活水準は目に見えて低下したのだった⁽⁴³⁾。

1962年9月の農村人民公社工作条例の制定と前後して、北京市でも調整が行われた。第1に、人民公社の規模が縮小された。人民公社はもともと郷の規模で設立されていたが、1963年になると、北京市8郊外区・県の47の人民公社は210に新たに分割された。また生産隊を基本単位とする3級所有制が実施された。第2に、平調の誤りも訂正され、生産と補償が行われた。第3に、平均主義の分配制度が是正され、公共食堂が廃止され、三包一獎・定額管理(ノルマ管理)・評工記分(仕事の軽重・成績の優劣を評定して点数をつける)制度が実施され、労働に応じた分配が徹底され多く働いた者が多く得る原則が貫かれるようになった。第4に、自留地の数量を調整して耕地面積の5%まで許可し、家庭の副業を奨励し、集市集易を回復した。第5に、幹部の作風を整頓した。こうして人民公社体制には基本的安定がもたらされ、それは文革初期まで続くこととなった⁽⁴⁴⁾。

その後中央の政策に対応して、北京市では1963年5月に「小四清」という社会主義運動が行われ、9月には四清運動が行われた。これらの運動は幹部の作風を改める上で積極的な面があったが、階級闘争が強調された結果、不要な打撃を大衆に与えることになった。文化大革命中は混乱が生じたが、67年末になって人民公社革命委員会が成立すると指導部は相対的に

安定し、一定の正常化を実現した。もっとも体制上の「一大二公」（組織が大きいことが一番大事で、公の度合いが高いことが二番目に大事）が一面的に強調されるなどしたため生産隊の経営自主権は十分に尊重されなかった。この期間、大隊を採算の基本とする単位は4,026に増えたのに対し、生産隊を採算の基本とする単位は600以上も減ったのだった。また分配の上では平均主義の「大鍋飯」が実行され、労働に応じた分配の原則を破壊してしまった⁽⁴⁵⁾。

また、「以糧為綱」（食料を政策の要にする）を一面的に強調した結果、農業生産は単一化し、林業、牧畜、漁業等の発展が阻害されたばかりでなく、近郊で野菜を植えるべき土地まで穀物生産に使われた。1976年には65年に比べて、農業総生産値は66.2%増加した。しかし、「政治の帳簿はつけるが、経済の帳簿はつけない」ため、また代価を顧みず単位面積あたりの穀物生産量の増大を目指した「過黄河、跨長江」結果、北京市近郊の農村では増産はしたが増収はできないという減少が遍く広がっていたのであった⁽⁴⁶⁾。

(6) 人民公社の解体

人民公社は解体すべくして解体された。ここではその問題点を簡単に紹介しておくこととする。第1に、権力の高度集中があげられる。そこでは党の農村に対する一元的領導が行われた。公社党委員会と大隊の党支部は、権力の実際の掌握者であった。そのなかでも権力は書記の手に集中していた。第2に、経済が完全に計画化された。人民公社のもとでは農業経営は公社、大隊の領導下での生産隊経営だった。この方法で政府は最も計画化し難い農業経済を計画の中に包摂し、しかも農民の自由を制限する方式でこの種の計画を執行することになった。第3に、人民公社は農民の生産労働、政治活動、家庭生活に対して統一的で厳格な管理と制限を行った。それはイデオロギー、治安保障、政治圧力、組織的束縛などの経路をつうじて行われたのであった。

そしてこうした問題点は次のようなマイナスを生み出した。第1に、農村の経済活力を窒息させ、農業の停滞を招き、農民の生活を遍く貧困にとどめた。第2に、農村社会の正常な分化、流動を阻害し、階層変化の停滞を生み出した。第3に、農村の政治発展を阻害した。このように人民公社はその出発点から悲劇の種を胎んでいたのであった。

1979年12月、北京市は農業生産責任制を確実なものとするための会議を招集し、生産請負制を核心とする農村経済体制改革に踏み出すことになった⁽⁴⁷⁾。そして82年憲法が郷鎮村制度の導入を志向したことは、人民公社解体の決定を意味した。83年10月の中共中央の「政社分離を実行して郷政府を打ち立てることに関する通知」によって、公社の解体が現実に進められていくのである。

むすびにかえて

中国の政治社会の動きを観察していると、ジグザグの揺り戻しパターンは、お馴染みの現象である。農業合作化や大躍進といったキャンペーンは、必ずと言って良いほど極端な運動を呼び、これには数々のブレーキが掛かる。本稿で言えば、1953年3月や55年3月の動向がその例であるし、58年11月や59年2月の動向もその事例である。このブレーキをこそ、懸命な理性の作用と見るべきなのだろう。しかしながら、その動きは結局、より大きな力によって押し切られていく。例えば、55年7月以降の農業合作化の動きや、59年8月以降の反右傾などがそれにあたる。理性的な抑制作用が結局は突破されたかなり初期の現象として、特に55年の農業合作化には、注目したいと考えている。また、運動が極端化することが指導者の予想を超えることだったのかどうかについては、十分な検証が必要とされよう。

中央の方針・政策が実行されるパターンだが、中央に対して北京が先行しているケースもあれば、北京が中央を追いかけているケースもあった。建国初期が前者の例であり、土地改革は北京で先行した。それは政権確立

期における首都圏の権力掌握の充実度や全国に対するモデルとしての重要度を意味していようし、内戦の進捗度とも関連していようが、なお考察の待たれる課題である。1955年の毛沢東による農業合作化の呼びかけ以降は後者の例であり、北京市は中央の政策の忠実な追随者であるかのように見える。しかしながらこの点もなおいっそうの考察が必要である。

本稿のタイトルは「沿革と変容」とし、改革開放後の時期までを射程に入れた考察を意図していたが、時間の制約から果たせなかった。「変容」の部分については、他日を期すこととしたい。

註

- (1) ここで簡単に列挙しておく、以下のようになる。論文①「北京市における『街居制』の沿革と変容」(『法学新報』第110巻第3・4号, 2003年8月); 論文②「郷鎮政治の現状に関する一考察」(『法政理論』第33巻第4号(2001年3月)); 研究ノート①「農村基層行政における権力関係: 郷鎮・村関係と両委関係」(平成13年度-15年度科学研究費補助金研究成果報告書『中国農村の土地財産権と末端行政に関する学際的研究』2004年3月); 研究ノート②「北京市都市部の『基層政治』の構造変動に関する一考察」(『新潟大学研究プロジェクト報告書: 中国東北・華北地域における地方社会の構造変動に関する学際的研究』2002年3月); 研究ノート③「『北京市郷・民族郷・鎮人民代表大会組織条例』の96年改正に関する一考察」(『新潟大学大学院現代社会文化研究科研究プロジェクト報告書: グローバリゼーションに関する学際的研究』2002年3月); 研究ノート④「居民委員会・村民委員会に関連する北京市の地方法規について」(『新潟大学研究プロジェクト報告書: 中国東北・華北地域における地方社会の構造変動に関する学際的研究Ⅱ』2003年3月); 研究ノート⑤「『北京市郷・民族郷・鎮人民代表大会組織条例』の96年改正に関する一考察Ⅱ」(『新潟大学大学院現代社会文化研究科研究プロジェクト報告書: グローバリゼーションに関する学際的研究・第2号』2003年3月)。論文①は北京市の都市部の基層制度の沿革と変化を扱ったものだが、本稿は非都市部の沿革を主題に据えるという点で、同稿を敷衍する意味を持っている。
- (2) 本稿は主に袁達毅等『農村基層民主建設研究』(中国社会出版社, 2003)、特にその第1章(執筆分担は周五一)と、範瑾, 張大中, 徐惟誠主編『当代中国的北京(上)』(中国社会科学出版社, 1989)をもとにまとめたものである。

引用箇所や数値等についても基本的にこの2著の記述にもとづいている。出典を確認できるものについては可能な限り原典に拠るべく努めたが、出典の多くが必ずしも一般の閲覧に供されていない—事実上の内部資料であると付度される—ためである。

- (3) 原文は多くの資料に収録されている。さしあたり『北京市重要文献選編1948.12—1949』(北京市档案馆・中共北京市委党史研究室編, 中国档案出版社, 2001) 326頁が便利であるが、同書が出典としているのは『北平和平解放前後』(北京市档案馆編, 北京出版社, 1988)である。なお『農村基層民主建設研究』はこの草案が北平市人民政府が招集した区長聯席会議において修正の上採択されたとするが、採択案についても、また3月30日に葉劍英市長が署名の上、発出したとされる「偽保甲制度を廃止することに関する北平人民政府令」についても『北京市重要文献選編1948.12—1949』には収録されていない。
- (4) 『農村基層民主建設研究』29頁。
- (5) 同上書, 31頁。
- (6) 『当代中国的北京(上)』62—63頁。
- (7) 『農村基層民主建設研究』32頁。
- (8) この決定に先立って、同年4月に市委員会は郊外地域農田土地会議を開催し、10条からなる臨時弁法を制定している。
- (9) 『北京市重要文献選編1950』(北京市档案馆・中共北京市委党史研究室編, 中国档案出版社, 2001) 488—491頁。
- (10) 『北京市重要文献選編1948.12—1949』(北京市档案馆・中共北京市委党史研究室編, 中国档案出版社, 2001) 727—731頁。
- (11) 『農村基層民主建設研究』38頁。
- (12) 一般に土地改革は1950年6月の「土地改革法」を嚆矢として、52年に完了したとされるので、北京市ではそれに先だって実施され、終了したことになる。土地改革法は富農經濟の温存を図る穩健な内容のものだったが、現実には、その主旨は徹底されず、47年の土地法大綱と同じ、頭割りの均分が行われていった。
- (13) 『当代中国的北京(上)』63—64頁。
- (14) 同上書, 93頁。
- (15) 互助組での勤務評定については「死分死記」と「死分活評」という2つの制度があった。
- (16) 『当代中国的北京(上)』93頁。
- (17) 『農村基層民主建設研究』41頁。
- (18) 『当代中国的北京(上)』93—99頁。
- (19) ほぼ同時期について『当代中国的北京(上)』は、合作社63、入社農戸1,029

- 戸であるとし、郊外地域農戸総数の0.5%であったとしている（同書、95頁）。
- (20) 『農村基層民主建設研究』42頁、『当代中国的北京(上)』96頁。
 - (21) 北京市ではこれに先立って55年2月2日から5日まで北京市委農村工作委員会が弁社工作会議を開いており、中央の第4回農村互助合作会議の提出した4項目の基準にもとづいて5つの措置を提案している。また、市党委書記彭真は同会議で最終日に「農業生産合作社を上手く運営しよう」という講話を行い、当面は高級合作社を推進しないこと、また大規模合作社の成立を急ぎすぎないことなどに注意を求めている（『当代中国的北京(上)』96-97頁）。
 - (22) 『当代中国的北京(上)』97頁、『農村基層民主建設研究』43頁。
 - (23) 『当代中国的北京(上)』98-99頁、『農村基層民主建設研究』43-44頁。
 - (24) 『農村基層民主建設研究』45頁。
 - (25) 同上書、46頁。
 - (26) 同上書、48-50頁。
 - (27) 同上書、47頁。
 - (28) 同上書、58-60頁。
 - (29) 同上書、66-67頁。
 - (30) 北京郊外地域の合作社の平均規模は1社が465戸だが、これはあくまで平均値であった。実際には、1,000戸以上のものが47社、500戸以上1,000戸以下のものが79社、200戸以上500戸以下のものが132社、100戸以上200戸以下のものが87社、50戸以上100戸以下のものが51社、50戸以下のものが31社あった。
 - (31) 『農村基層民主建設研究』67-68頁。
 - (32) 同上書、70頁。
 - (33) 同上書、71-74頁。
 - (34) 同上書、76-77頁。
 - (35) 北京市の郊外地域はもともと1952年前半までは非常に限られたものであったが、52年の下半期になると、政務院の批准を経て、河北省に下屬していた10県が相次いで北京市に編入され、郊外地域の面積は大幅に拡大したのだった（『当代中国的北京(上)』92-93頁）。
 - (36) 『農村基層民主建設研究』79-80頁。
 - (37) 同上書、80頁。
 - (38) 同上書、81頁。
 - (39) 同上書、82-84頁。
 - (40) 『当代中国的北京(上)』151頁、『農村基層民主建設研究』85-87頁。
 - (41) 『農村基層民主建設研究』の記述では、農業60条の起草に果たした毛沢東の役割が強調されているが、1962年前半、7千人大会で自己批判し劣勢になった毛沢東の状況については触れられていない。

- (42) 『農村基層民主建設研究』 87-90頁。
- (43) 『当代中国的北京(上)』 151-153頁。
- (44) 『農村基層民主建設研究』 90-92頁。
- (45) 『当代中国的北京(上)』 178頁、 『農村基層民主建設研究』 93-94頁。
- (46) 『当代中国的北京(上)』 178頁。
- (47) 『農村基層民主建設研究』 94-96頁。

☆ 本稿は、平成14-17年度文部科学省科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))「北京首都圏における政府間関係」による研究成果の一部である。